

指定通所介護 デイサービス銭形 運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社銭形企画が開設するデイサービス銭形（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第39号に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、従業者）という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

- 2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、京都市、各行政区、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：デイサービス銭形
- (2) 所在地：京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594 番地 33

第4条（利用定員）

事業所の利用定員は、20名とする。

第5条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、下京区、南区、中京区、東山区、上京区、伏見区（醍醐、日野、石田、小栗栖、久我、羽束師、淀、納所、向島地域を除く）、北区（中川、小野郷、雲ヶ畑地域を除く）、右京区（高雄、愛宕、京北地域を除く）の区域とする。

第6条（従業者の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、指定通所介護の利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び生活相談等の生活指導を行う。
- (3) 介護職員 2名以上（サービス提供時間を通じて2名以上）
介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（非常勤）
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで（12月31日～1月2日を除く）とする。
- (2) 営業時間 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
単位実施時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、12月30日は午後1時00分までとする。

第8条（通所介護の内容及び利用料）

指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 送迎サービス
 - (2) 入浴サービス（一般浴、介護浴、リフト浴）
 - (3) レクリエーション、四季折々の外出
 - (4) 機能訓練
 - (5) 食事提供（配食による）
 - (6) 日常生活、介護に関する相談
- 2 前項の利用料のほか、事業所は利用者より次の費用の支払いを受けるものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用として、1食につき **750円**を徴収する。
 - (2) おやつ代として1回あたり100円を徴収する。
 - (3) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要になる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用として、1時間につき1000円を徴収する。
 - (4) 日常生活用品として、おむつ・リハビリパンツ代150円、尿取りパット代50円、カミソリ代60円、マスク代50円等を使用した分のみ徴収する。
 - (5) 前項第3号の実施に伴う費用の額を徴収する。
- 3 前項第1号から第5号までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

第9条（緊急時等における対応方法）

事業所の従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第10条（利用者の注意すべき事項）

利用者は、指定通所介護の利用に当たって、必要があれば着替え・おむつ・タオル・常備薬などを持参しなければならない。また、サービス利用中は介護職員の指示に従い、持ち物は介護職員に預ける。なお、本条については文書により利用者の同意を得るものとする。

第11条（秘密保持等）

事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

- 2 事業所は、事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持させるため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第12条（苦情処理）

管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族等に説明するものとする。

第13条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに京都市、各行政区、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第14条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。又、地震発生時、悪天候による警報発令時、または降雪・寒冷による交通事情悪化時は、利用者並びに従業員の安全を確保する観点から、事業所の営業を中止する等の措置を講ずることがある。

第15条（虐待防止のための措置）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 事業所の従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について従業員への周知徹底

第16条（身体拘束等の禁止）

事業所は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等防止（適正化）検討委員会）の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第17条（その他運営についての留意事項）

事業所は、介護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後1カ月以内
- (2) 継続研修年4回以上
- 2 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社銭形企画と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、京都市の指定通知日から施行する。

平成29年4月1日改定
令和1年10月1日改定
令和3年1月1日改定
令和3年3月1日改定
令和3年4月10日改定
令和4年5月1日改定

令和4年10月1日改定。

令和6年4月1日改定。

令和8年1月1日改定

令和8年6月1日改定